

関係書類一覧表

児童扶養手当一部支給停止適用除外事由届（緑色の用紙）に係る関係書類について、令和7年6月から令和7年8月末までのいずれかの時点のあなたの状況がわかるものが必要です。下記の表を参考にして提出してください。不明な場合は、こども政策課までお問い合わせください。

一部支給適用除外事由			提出書類
(1)	就業 している	会社員等 1～3のうちいずれかの書類	1. 本人が被保険者である保険証の写しまたはマイナ保険証の「資格情報画面」等の写し（国民健康保険証を除く）  ← マイナ保険証の確認はコチラ 2. 給料等支払明細書の写し等 本人氏名、会社名、金額、何月分が明記されているもの 3. 雇用証明書（様式3） 会社のゴム印または社印が押してあるもの
		自営業 1・2のうちいずれかの書類	1. 請負事業等を行っている場合は契約書の写し 2. 自営業従事申告書（様式4）
(2)	求職活動をしている	求職活動等申告書（様式5）※全員提出が必要です。 申告書の該当する番号によって、下記書類を併せて提出してください。	
		1. 母子・父子自立支援プログラムの利用	求職活動等申告書（様式5）のみ
		2. 母子家庭等就業・自立支援センターを利用 3. 公共職業安定所を利用 4. 民間職業紹介所を利用 5. 労働者派遣会社を利用	求職活動支援機関等利用証明書（様式6の1又は6の2）
		6. 採用選考を受けた	採用選考証明書（様式7） 会社のゴム印または社印が押してあるもの
	職業訓練校、専修学校、その他養成機関に在学している		在学証明書等
(3)	本人に障害がある	1～4のうちいずれかの書類	1. 障害基礎年金1級又は2級に該当する事が確認できる書類 2. 身体障害者手帳1級、2級、3級の写し ※ 3. 療育手帳（A）の写し ※ 4. 精神障害者保健福祉手帳1級、2級の写し ※ 5. 医師の診断書（様式8）
(4)	本人が病気療養中である	1～4のうちいずれかの書類	1. 特定疾患医療受給者証の写し 2. 特定医療費（指定難病）受給者証の写し 3. 特定疾病療養受療証の写し 4. 医師の診断書（様式8）
(5)	児童・親族の介護	1、2両方の書類	1. 児童・親族の病状がわかる書類 下記①～⑧のうちいずれかの書類 ①障害基礎年金1級又は2級に該当する事が確認できる書類 ②身体障害者手帳1級、2級、3級の写し ※ ③療育手帳（A）の写し ※ ④精神障害者保健福祉手帳1級、2級の写し ※ ⑤特定疾患医療受給者証の写し ⑥特定医療費（指定難病）受給者証の写し ⑦特定疾病療養受給者証の写し ⑧医師の診断書（様式8）
			2. 介護が必要な状況のわかる書類 介護状況申立書（民生委員の証明が必要）

※身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の写しについて、以前に提出したことがあり、障害状態が固定している等の場合は省略することができます。

問い合わせ先：宇部市こども政策課（TEL 0836-34-8346）